

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

「までいライフ」による優しい笑顔と心が満ちた村づくり

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県相馬郡飯館村

## 3. 地域再生の区域

福島県相馬郡飯館村の全域

## 4. 地域再生計画の目標

飯館村は福島県の北東部に位置し、阿武隈山系北端の丘陵地帯に広がる標高220mから600mに生活基盤をもつ中山間地である。気候は年間降雨量1,300mm、年平均気温10℃で比較的夏は涼しく、冬は降雪が少ないものの、寒さが厳しい地域である。また、初夏から夏にかけて吹く「やませ」と呼ばれる冷たい偏東風により、度々冷害に悩まされている。

人口は、昭和30年の11,403人をピークに平成17年2月末現在では6,768人というように、年々人口が減少し、過疎化や少子・高齢化が進行している。また、長期的な景気低迷により地域経済が停滞しているなど、本村を取り巻く社会情勢は著しく厳しいものとなっている。

このような中、村は、本年度から第5次総合振興計画をスタートさせ、村民同士が、また、飯館村を訪れる人たちが、共に支えあいながら楽しく、美しく、心やすらかに歩いていける飯館村ならではの暮らし方として「までいライフ」を宣言して、安心して安定した生活基盤づくりを推進する。

このため、本格的な少子・高齢化社会を迎えるにあたり、村民の疾病予防、健康づくりに努め、村民が皆健康で長生きができるよう、保健・医療が連携できる環境整備を図る。

また、「村づくりは人づくり」をスローガンに、子育て支援として、子育てや子どもの健全育成が支援できるように医療・福祉が連携できる環境整備を図る。そして、これらの整備により、若い方々が安心して働くことができ、若者の定住促進や所得向上が図られるよう、“いたわりあい”と“支えあい”の「優しい笑顔と心が満ちた村づくり」を行うこととする。

事業の推進にあたって、連携できる環境整備が課題であり、昭和56年に建設した保健衛生施設「保健センター」の空き部屋の一部を転用して「診療所」と「保育所」の整備を行うものである。

- 目標1 成人病検診率の向上(60% 100%)  
目標2 精密検査受診率の向上(70% 100%)  
目標3 保育所入所児数の増加(全体35人 60人、0歳児3人 10人、1歳児13人  
20人、2歳児19人 20人、3歳児0人 10人)

「までいライフ」とは、第5次総合振興計画の基本理念の中で、飯館流のスローライフをあらわしています。「までい」は飯館村の生活の中に古くからなじんでいる言葉で、“大切に”“丁寧に”“手間ひまを惜みず”“時間をかけて”などの心が込められています。

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本村では、昭和56年度に建設した保健衛生施設「飯館村保健センター」を村の健康づくりの拠点として位置付けをしており、今後もその役割を担う施設としている。

建設当時は、役場庁舎が手狭なため、保健業務に関係する職員を全て保健センターに配置し、業務を執り行っていたが、平成6年1月に新庁舎が開設したと同時に、国民健康保険・福祉業務と連携を図ることを目的に保健業務に関係する職員を全て新庁舎に移し、現在に至っている。検診等の業務はその都度、保健センターに担当職員が出向き業務を行っている。

今回、職員の移動によって出来た空き部屋の一部を活用し、現在保健センターに隣接している「村立飯館村診療所」と、保健センターと棟続きの「村立やまゆり保育所」の整備をするものである。

まず、「村立飯館村診療所」の施設整備である。現在、成人の基本検診並びに乳幼児健診などの保健業務を保健センターで実施しており、その検診等を村立飯館村診療所の医師に委託をしているので、今まで以上に検診後には顔の見える診療が可能と考えられる。更に、診療スペースの増加・改善によって、きめ細かな診療に込められるようになる。これにより、成人病検診、その後の精密検査を受診する村民が増加するきっかけとなり、保健・医療の一元化の連携体制がとられ、村民に対してきめ細かい保健、医療などが展開できる。

また、現存の「診療所」は、昭和49年度に建設され、築後31年が経過をし、老朽化が進んでいる。さらに、村立飯館村診療所内に歯科業務も併設していることから手狭で、村民へのきめ細かな対応が出来ない状況にあり、建替えの要望もあるが、財政的にも厳しい状況でなので、支援措置を活用して既存施設の転用により対応したい。

内容としては、職員が保健業務で使用していた事務室を「診療室」「受付及び事務室」として整備をし、「診療所」にする計画である。

次に、「村立やまゆり保育所」の施設整備である。現在の保育所は、「保健センター」と棟続きであった「飯館村母子健康センター」を平成12年10月に財産処分(全部転用)を受け、平成13年4月に開所した。

開所当時から1歳児、2歳児を中心に保育を行っているが、年々、保育入所児数が増加するとともに、0歳児、3歳児の保育の要望も増えている。今回、「保健センター」内の保育所側で保健業務に使用していない部屋を保育所に転用し、入所者児数増加に対応できるように整備するものである。このことにより、若い定住者が安心して働くことができ、若者の定住促進や所得向上が図られる。

なお、診療所の建替え及び保育所の増築等により整備をすれば、約2億円程度の費用を要すると考えられる。「保健センター」の一部を転用することで、約3千万円程度で整備できると考えられる。

## 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

### 地域再生計画の概要

保健センターにある空き部屋の一部を活用する。職員が保健業務で使用していた事務室を「診療室」「受付及び事務室」として整備をし、「診療所」とする。また、同じく保育所側で保健業務に使用していない隣接部屋を整備し「保育所」として活用する計画である。

施設種別	保健衛生施設
補助事業者名	福島県相馬郡飯舘村
施設名	飯舘村保健センター
定員	なし
設置主体	福島県相馬郡飯舘村
所在地	福島県相馬郡飯舘村飯樋字町478
国庫負担(補助)金額	2,129,484円 (19,416,000円)
総事業費	163,950,000円
国庫負担(補助)年度	昭和56年度
処分期限期間	50年
経過年数	23年
建築構造物	鉄筋コンクリート造
建物延面積	239㎡(721.673㎡)
処分区分	一部転用
処分内容	保健センターの一部を転用し、村立飯舘村診療所及び村立やまゆり館村保育所へ変更
処分予定年月日	地域再生計画の認定の日から

### 処分の理由

一部転用をする保健センターは、診療所と隣接、また保育所とは棟続きのため、住民への場所変更などによる負担を掛けることがない。また、現存の診療所は、築後31年が経過をしており、修繕を必要とする箇所ができ、建替えを計画しなければならない時

期となっている。また、保育所は、対象入所児を1歳児、2歳児に加えて、入所の要望のある0歳児、3歳児まで拡大することにより増築の必要があるため。

処分が承認されない場合に危惧される事項

保健センター内の使用していないスペースが、遊休施設化する恐れがあるとともに、診療所の建替え、保育所の増築になった場合は、村の財政的負担がたいへんになると危惧される。

転用前施設の利用者の処遇

保健センターにおいての検診等業務は、一部転用以外の部屋で実施できるので支障は来たさない。

### 5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「優しい笑顔と心が満ちた村づくり」を達成するため、以下の事業を総合かつ一体的に行うものとする。

- ・健康に良いといわれる「豆」を材料に郷土料理の品評会の開催
- ・精密検査受診の促進
- ・虫歯予防（子どもから老人）8020運動の普及と促進
- ・保健、医療、福祉の情報提供・共有のための副読本の作成
- ・子育ての相談や教育、一時保育のできる子育て支援センターの設置
- ・保育所、幼稚園、学校との連携強化による子育て、子育て支援の充実

### 6 . 計画期間

平成17年度から26年度

### 7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、住民の方で第5次総合振興計画策定委員からなる「までいライフ評価推進委員会」が毎年、達成状況の評価や改善すべき事項を検討し、村へ提言する。

### 8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし